



# PPP/PFI投資促進タスクフォース ヒアリング

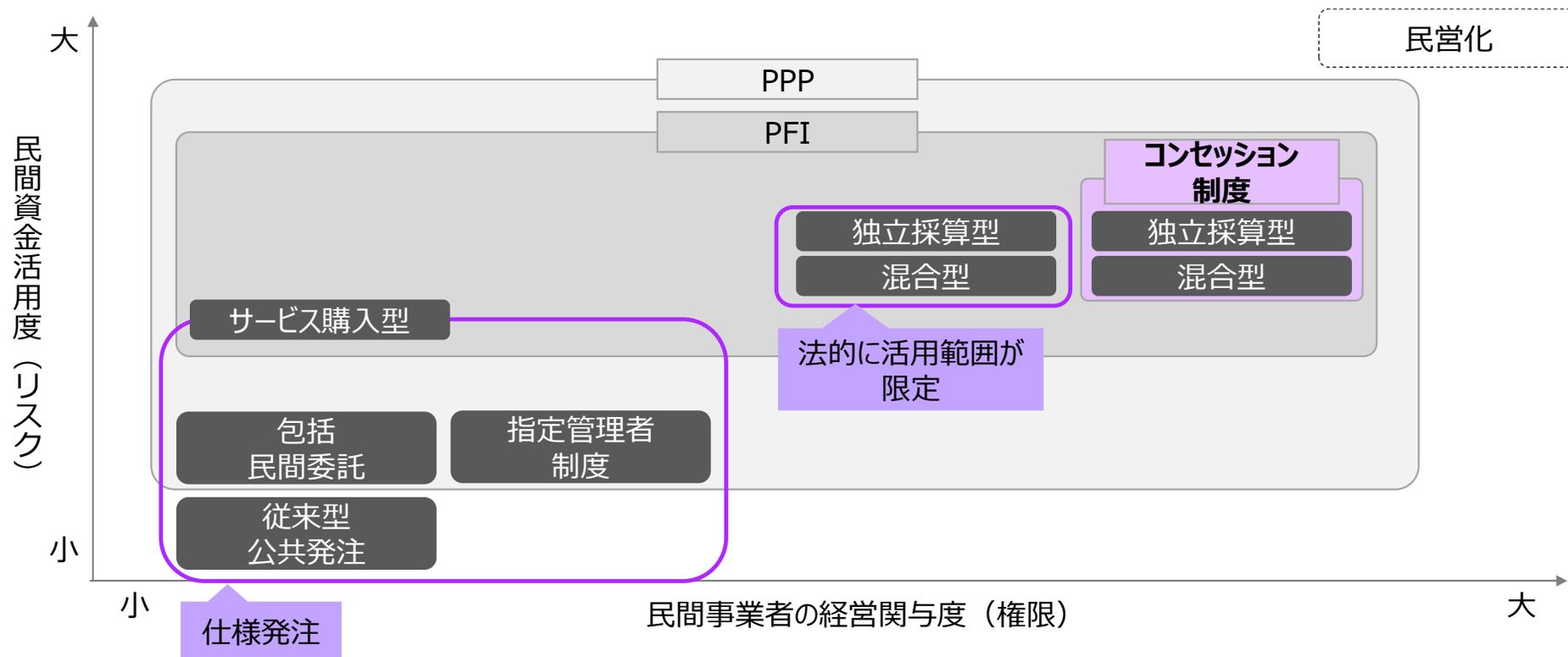
説明資料

アクセンチュア株式会社  
ビジネスコンサルティング本部 ストラテジーグループ  
マネジング・ディレクター 福田 隆之

2026年2月12日

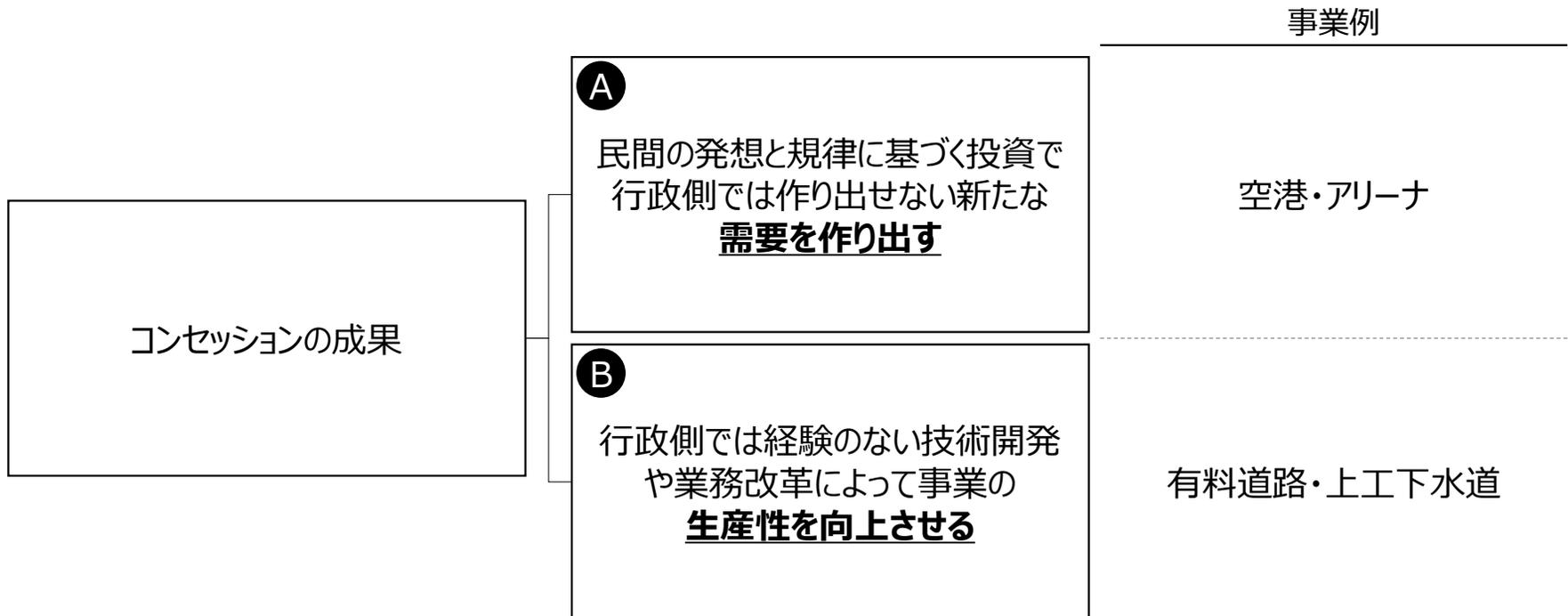
# 公の施設の管理運営に用いられるPPP/PFI手法の全体像

PPP/PFIの諸手法は民間に付与されるリスクと権限の度合いに応じてマッピングでき、コンセッションはその度合いが相対的に大きな位置(性能発注)にあり、従来の日本のPPP/PFIに多い行政の建物や役務の調達(仕様発注)と異なる特徴がある



# コンセッションの成果

行政側では作り出せない需要を作り出すもの（空港やアリーナ）と、行政側では経験のない技術開発や業務改革によって事業の生産性を向上させるもの（有料道路や上工下水道）に大別でき、いずれも現在の経済環境で加速が必要なもの



# A 需要を作り出している事例

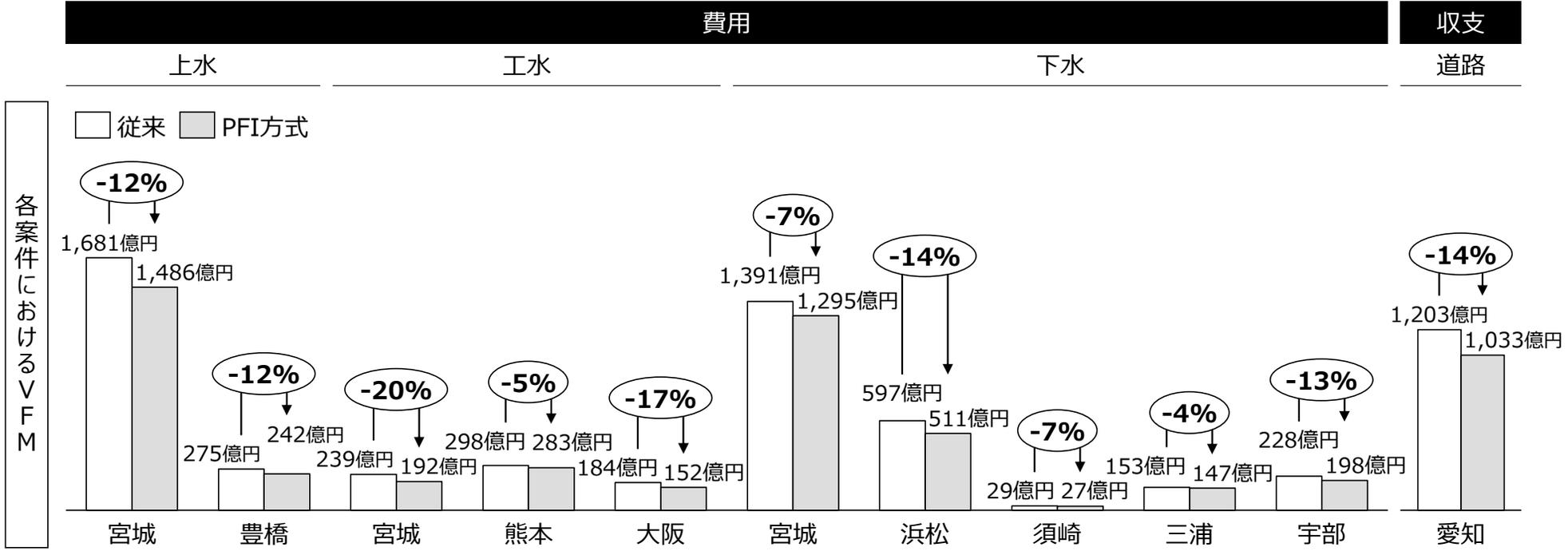
先行する案件において、すでに行政の発想を超える施策に基づいて民間独自の大胆な設備投資が行われ、これが新たな需要を引き出す成果が生み出されている

	施策例	創出した成果
関西国際空港	国内線エリアで分断されていた2つの国際線エリアを統合する大規模レイアウト変更を行い、 <b>国際線出発エリアの+60%・使用可能スポットの+6箇所を実現</b>	発着回数は <b>2020年⇒2024年で+244%を達成</b> (成田空港は+131%)
IGアリーナ	グローバル水準の <b>30mの天井高、スポーツ観戦・コンサート両方に対応する施設様式</b> を設計段階で組み込み実現	<b>10年50億円を上回るネーミングライツパートナーの獲得</b> や、 <b>40室を超えるスイートルームの販売</b> を通じて、建て替え前にあった <b>県による運営赤字補填をなくす</b> ことに成功



# B 生産性向上の実績

先行する上工下水道・道路のコンセッション事業では、平均で11.3%のVFM（従来の手法とPFI手法の差）で契約が結ばれ、差分を行政が取った後でも、主要事業では平均で18.5%の利益を生んでいる

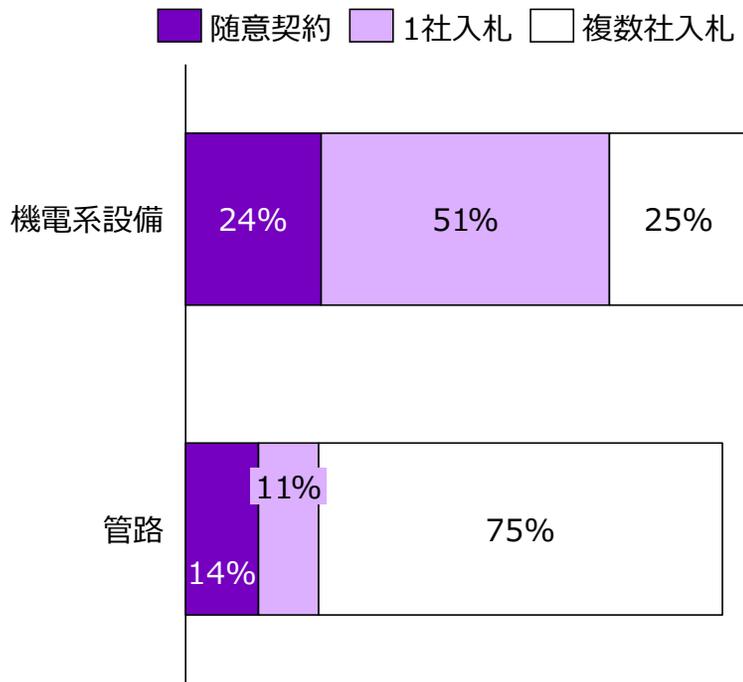


**各案件のVFMを加重平均 : 11.3%**  
**主要事業(浜松・宮城・大阪工水・愛知有料道路)の営業利益率加重平均 : 18.5%**

# B 生産性向上の実績

水事業の機電系設備の工事では5大都市でも随意契約や1社入札が多く、ベンダーロックという課題があるが、コンセッション運営の各事業では内製化を通じた課題解決などの新たな強い施策が生み出されており、これらもVFMにつながっている

5大都市の下水道事業の発注における契約形態別割合※1



コンセッション事業における内製化の例

取組	効率化効果
<b>浜松市 公共下水</b> 事業開始初期にSPC熟練社員によるOJT教育を実施し、 <b>修理・点検件数の40%を内製化</b>	保安全管理費を公共運営時の見込み額と比較し <b>40%圧縮</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>突発修繕費</b>を過去3年間の平均に比べて<b>74%圧縮</b></li> <li>• <b>外部委託点検費</b>を提案時予算から<b>7%圧縮</b></li> </ul>
<b>大阪市 工業用水</b> メーカーから修繕を断られた事案等で、創意工夫により <b>内製的に修繕</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事案1: 計器の修繕を断られ、安価な部品を探して内製で修繕</li> <li>• 事案2: 歯車を町工場で作製し、モーターを内製で修繕</li> <li>• 事案3: 安価な工具の入手により池清掃作業を内製化</li> </ul>	<b>各事案で修繕費を65~93%圧縮</b>



Source: 各都市入札情報サービス、インフラビジネスジャパン(2019.8.28)・(2019.8.29)・(2019.10.16)

※1 札幌市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市の発注実績の合計。東京都は流域下水道の発注も含む。名古屋市では単価契約の案件は総額が不明のため除外している。

## これから解決すべき課題

コンセッション制度に残された主な課題には、①新領域への制度拡大、②活用のための環境整備、③コンセッション制度の成果の他の手法への応用、の3つがある

コンセッション  
拡大・発展の  
課題

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③コンセッション制度の成果の他の手法への応用



①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

## 事業領域別の運営権設定可否および活用実績

PFI基本方針では多くの事業で運営権設定を可能としているが、個別に事業を見ていくと依然として制限のある事業は存在しており、また法令上は可能でも環境が整っておらず案件実績が無い領域が数多く存在する

事業名	根拠法令	運営権設定の可否	案件実績の有無	備考
水道施設	水道施設	可	○	
医療施設	医療法	可（一部）	×	
社会福祉施設	社会福祉関係各法	可 ※	×	
漁港(プレジャーボート)	漁港漁場整備法	可	×	
中央卸売市場	卸売市場法	可	×	
工業用水道事業	工業用水道法	可	○	
熱供給施設	熱供給事業法	可 ※	×	
駐車場	駐車場法	可	○	
都市公園	都市公園法	可	▲	一部施設にのみ設定実績
下水道	下水道法	可	○	
道路	道路整備特別措置法	一部可	○	地方道路公社のみ設定可能
賃貸住宅	公営住宅法等	可	×	
鉄道（軌道含む）	鉄道事業法・軌道法	可 ※	×	
港湾施設	港湾法	一部可	×	岸壁の所有者と管理者が分かれる場合不可
空港	空港法・航空法	一部可	○	成田国際空港と中部国際空港は設定不可
産業廃棄物処理施設	廃掃法	不可	—	一般廃棄物処理施設も合わせて要確認
浄化槽	浄化槽法	可	×	

※ 各事業を経営するためには、別途、各事業法に基づく許可等を受ける必要がある

Source : 2011年PFI法改正時のPFI基本方針の別紙をもとに作成

# 解決すべき課題と具体の事業領域例

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

従って基本方針の別表に記載のない分野でのニーズを確認すると共に、記載があるものの制度上実質的に設定が難しい分野や実績がない分野を明らかにし、その上で解決に向けて規制の緩和・先行案件形成のための積極支援を行う必要がある

前頁

カテゴリー

事業例

**事業領域別の運営権設定可否および活用実績**

各省庁は多くの事業で運営権設定を可能としているが、依然として制限のある事業は存在しており、また法令上は可能でも  
ておらず案件実績が無い領域が数多

事業名	根拠法令	1-1	1-2	1-3	備考
水道施設	水道施設	可	○	○	
医療施設	医療法	可(一部)	×	×	
社会福祉施設	社会福祉関係各法	可※	×	×	
漁港(プレジャーボート)	漁港漁場整備法	可	×	×	
中央卸売市場	卸売市場法	可	×	×	
工業用水道事業	工業用水道法	可	○	○	
熱供給施設	熱供給事業法	可※	×	×	
駐車場	駐車場法	可	○	○	
都市公園	都市公園法	可	▲	▲	一部施設にのみ設定実績
下水道	下水道法	可	○	○	
道路	道路整備特別措置法	一部可	○	○	地方道路会社のみ設定可能
賃貸住宅	公営住宅法等	可	×	×	
鉄道(軌道含む)	鉄道事業法・軌道法	可※	×	×	
港湾施設	港湾法	不可	×	×	岸壁の所有者と管理者が分かれているため
空港	空港法・航空法	一部可	○	○	成田国際空港と中部国際空港は設定不可
産業廃棄物処理施設	廃掃法	不可	—	—	一般廃棄物処理施設も合わせて要確認
浄化槽	浄化槽法	可	×	×	

※ 各事業を経営するためには、別途、各事業法に基づく許可等を受ける必要がある  
Source: 2011年PFI法改正時のPFI基本方針の別表をもとにアクセントゥアが作成

Copyright © 2026 Accenture. All rights reserved. 7

1-1

基本方針に記載のない  
新分野の事業

一般廃棄物処理施設  
デジタル公共インフラ  
(信号機のシェアリングなど)

1-2

基本方針上可能とあるが  
制限の残る事業

鉄道  
有料道路  
空港  
港湾

1-3

可能だが実績のない事業

都市公園  
医療施設



# 推進のプロセス

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

以下に記載した通り、現在の制度の課題や活用状況を改めて関係府省と整理した上で、先に民間企業や地方自治体から提案を受けてプロジェクトを作り、これを実現するために大胆な規制緩和や財政措置を行う、という順番で進めるべき（①のみならず、②や③のモデル案件もプロジェクトの中に入れるべき）

## STEP1

各分野の運営権設定可否  
状況や実績の関係府省への  
事実確認  
(現在の基本方針の別表との  
乖離があれば、これを改定)

## STEP2

民間企業や地方自治体  
から、国及び地方自治体で  
コンセッション制度を活用したい  
分野・事業の提案を公募

## STEP3

提案から新分野・適用不可  
分野、前例なし分野の案件、  
②・③の先導的な案件などを  
プロジェクトとして抽出し、これに  
対して大胆な規制緩和や財政  
措置を実施  
(国家10大プロジェクト、等)



- ①新領域への制度拡大
- ②活用のための環境整備
- ③他の手法への応用

# (参考) 台湾の「兆元投資国家発展方案」

台湾では、豊富な民間資金を公共プロジェクトに活用するために「兆元投資国家発展方案」を策定し、民間提案も受け付けるPPPプラットフォームの構築、PPP推進体制の強化、投融資条件の最適化と関連金融商品の拡充等を進めている

「兆元投資国家発展方案」の概要

策定の背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 台湾には豊富な民間資金があり、特に生命保険業界の資産は36兆台湾ドルを超えるが、その62%が諸外国に投資されている</li> <li>• 一方でインフラ整備や成長産業への投資には膨大な資金が必要で、<b>民間資金をこれらの投資に振り向ける</b>ことを目的に策定</li> </ul>
対象期間	2025~2028年(2024年12月制定)
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 官民連携(PPP)推進メカニズムの刷新               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中央の新規プロジェクトではPPPを優先的に検討する</li> <li>- 各組織内案件と金融業界等の民間からの提案を受け付け、PPP適用の審査を行う<b>一元的なプラットフォームを構築</b>する</li> <li>- 行政院秘書長、国家発展委員会、財政部が主催する<b>推進会議を設置</b>し、法規制の調整や行政手続の簡素化を主導する</li> </ul> </li> <li>• 公共プロジェクトおよび戦略的産業への投融資条件の緩和               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生命保険業界の公共プロジェクトへの投資限度額を引き上げる等</li> </ul> </li> <li>• 公共プロジェクトに関連する金融商品の拡充               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公共プロジェクトを組み込んだREITの発行を認める</li> <li>- 公共プロジェクトを証券化する 等</li> </ul> </li> </ul>

民間提案の受理とPPPの実行体制

	役割	議長	メンバー
行政院 促進民間参与 公共建設推進 專案會議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PPP適用の決定(最高意思決定機関)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政院秘書長</li> <li>• 国家発展委員長</li> <li>• 財政部長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当部局、 専門家、 NGO代表者 等</li> </ul>
工作小組 (WG)・ 法規調適 小組(WG)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実務レベルの案件審査</li> <li>• 投資の障害となる法規制の緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国家発展委員会副主任</li> <li>• 財政副部長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>
促参推進 專案弁公室 (PPP推進 プロジェクト オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 提案の受付</li> <li>• ワンストップでの相談・支援窓口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律、財務、 工学の専門家</li> </ul>



Source: 「兆元投資国家発展方案(114-117年)」(2024/12)、促進民間参加公共建設提案平台HP

# 先行する空港案件で生じている諸課題への対応

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

コンセッション活用の先頭を切った空港領域では、疫病を含む不可抗力に対する運営権者のリスクの大きさといった課題が顕在化しているほか、コンセッション導入前に着手されたPFI案件のクロージング後の対応なども検討が必要である

空港コンセッション事業では、疫病を含む不可抗力\*への対応として国が認める措置が“契約期間の延長”及び“協議”に限定されており、運営権者のリスク負担が大きい

(抜粋)仙台空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書

第46条 不可抗力により事業の遂行が困難となった場合、国は事業継続措置の必要性があるか否かを判断し、運営権者に通知する

第47条 国が事業継続措置の必要性を認めた場合、事業継続措置を実施する

第48条 前2条を除き、国は不可抗力により発生した増加費用又は損害を負担せず、運営権者は自らの費用及び責任において本事業を継続しなければならない

2 不可抗力により増加費用若しくは損害又は事業の停止が発生した場合、運営権者は国に以下の協議を申し入れることができる

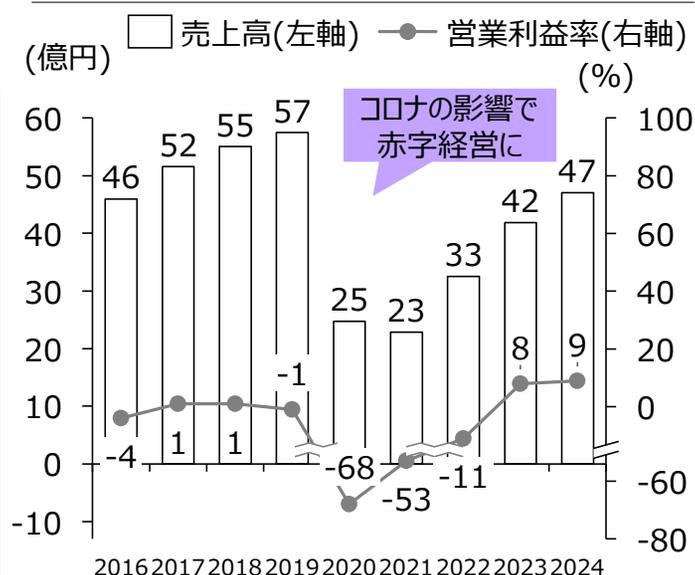
(1) 第62条第2項2号に定める合意延長

(2) 障害の排除又は本契約解除までの不可抗力により履行困難となった義務を必要な範囲で免責する

3 不可抗力による障害が3ヶ月以上継続し又は継続することが見込まれるときは、運営権者は本契約の見直しの協議を国に申し入れることができる

課題①

仙台空港の売上高・営業利益率推移



課題②

コンセッション導入前に着手された東京国際空港国際線地区の旅客・貨物ターミナルのPFI事業は、残り約10年で契約満了となるため、満了後のマネジメントの在り方について検討が必要である

Source: 国土交通省HP「仙台空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書」、国土交通省東京航空局HP

\*: 不可抗力には異常気象、自然災害、内戦又は敵対行為、疫病が含まれる

# 空港案件の拡大に伴い必要となる対応

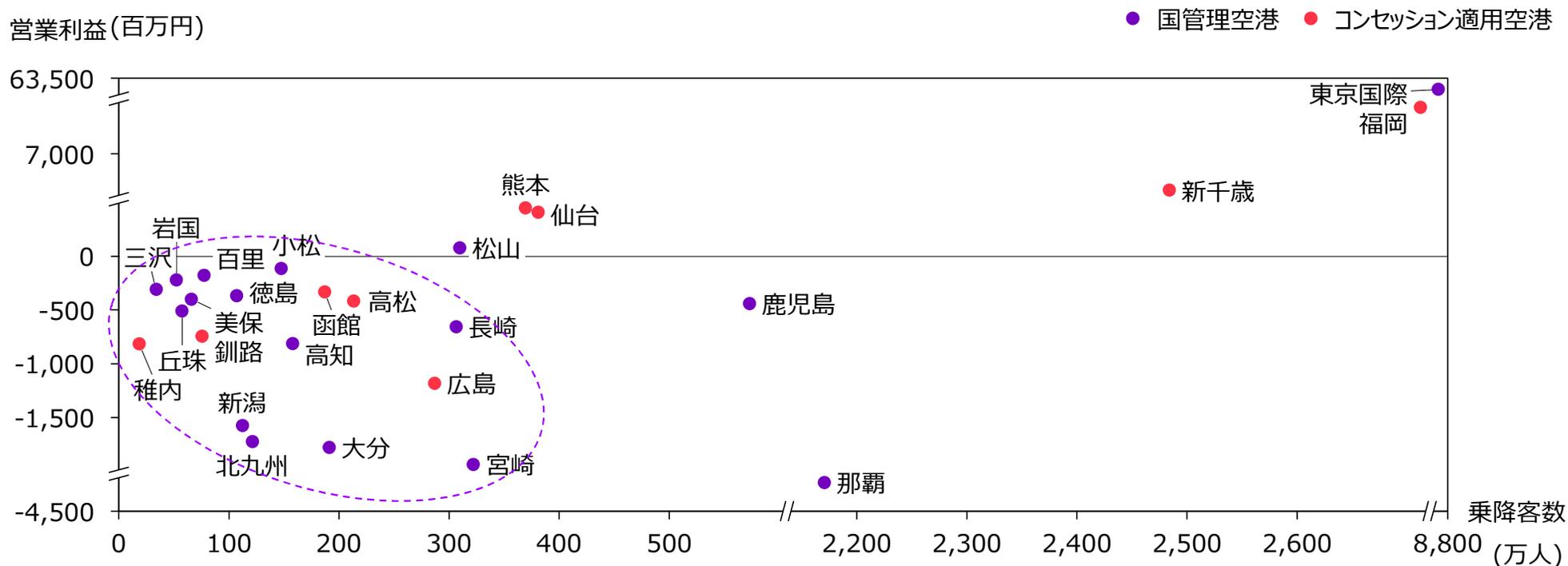
①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

空港領域のさらなるコンセッション拡大にあたり、先行案件に見られる「独立採算型」に加えて、先行案件よりも現時点で収益力の小さい空港について公的負担を組み込んだ「混合型」の適切な枠組みの検討と、これに基づく推進が求められる

国管理空港・コンセッション適用空港における営業利益と乗降客数(2024年度)



Source: 国土交通省「空港別収支」、国土交通省「全国空港管理状況調査」

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

# 広域化に伴う水道料金の統合に対する解釈の統一

上下水道領域は、コンセッション制度の活用と共に広域化の推進も必要とされているが、水道事業の広域化に伴う料金統合について、国からは統一的なメッセージが出されておらず、現実的な解釈の整理が必要とされている

## 国土交通省による水道事業に関するQ&A

## 総務省による水道料金についての考え方

### ●質問

・広域化の推進には、利害関係を超越した旗振り役（都道府県）のリーダーシップが必要とあるが、簡易水道の統合などに関しては料金格差が大きな問題となり進まない状況にある。都道府県は市町村の料金改定について、どのように指導・助言をしていけばよいのか。

### ○回答

・水道料金の格差は広域化を検討する際の大きなハードルとなるため、最初から水道料金の統一を検討しようとするとうまくいかないことが多いものです。このため、水道料金に関しては、継続議論とし、当面は統合を優先する事例もあります。

・広域化の検討に際しては、近隣水道事業者が広域化を検討する場を都道府県が設けることが必要であり、地域の実情に合わせて臨機応変に、できることから統合の検討を行っていただきたいと思います。

・なお、料金制度の最適化については、新水道ビジョンにおいて重点的な実現方策のひとつに掲げており、国としても（公社）日本水道協会と相談しながら対応していくこととしています。

### 料金のあり方

総務省自治財政局公営企業課（2019年8月9日）

【昭和40年（1965年）地方公営企業制度調査会答申より抜粋】

地方公営企業のうち主な事業の料金についての考え方は、次のとおりである。

水道料金は、諸外国の事例、国民生活に及ぼす影響等からみて必ずしも高いとは考えられないので、原価主義により決定し、水道事業の独立採算を堅持すべきである。ただし、原価主義によって料金を決定するとすれば、地理的条件等により住民生活に著しい影響を及ぼすほどの高料金水準となるものがあれば、例外的に国において財政援助措置を講ずることが必要である。なお、水道料金については、その公共性のゆえに従来資本報酬を見込むべきでないという考え方があり、事実料金算定にあたって見込んでいない場合が少なくないが、水道事業の健全な維持発展のためには適正な資本報酬を見込むことが必要であろう。

また、**同一水道内における料金は、原則として一律とすることが望ましいが**、地域によりとくに費用が割高となるものについては不均一料金の設定も考慮すべきである。

Copyright © 2026 Accenture. All rights reserved.

14

# 主要都市でのアリーナ不足への早急な対応

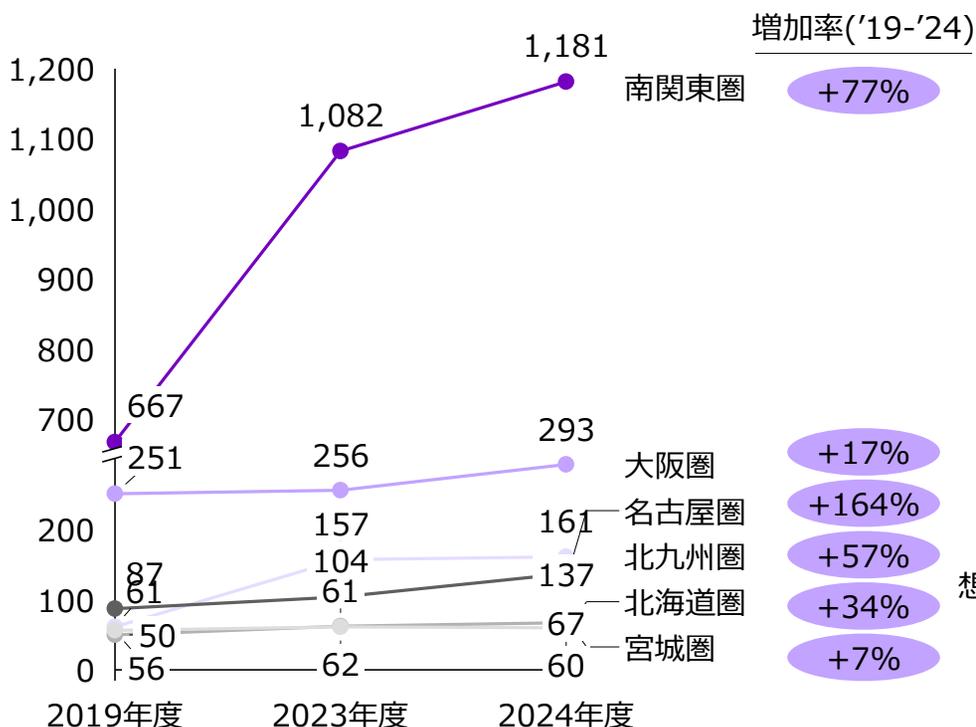
①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

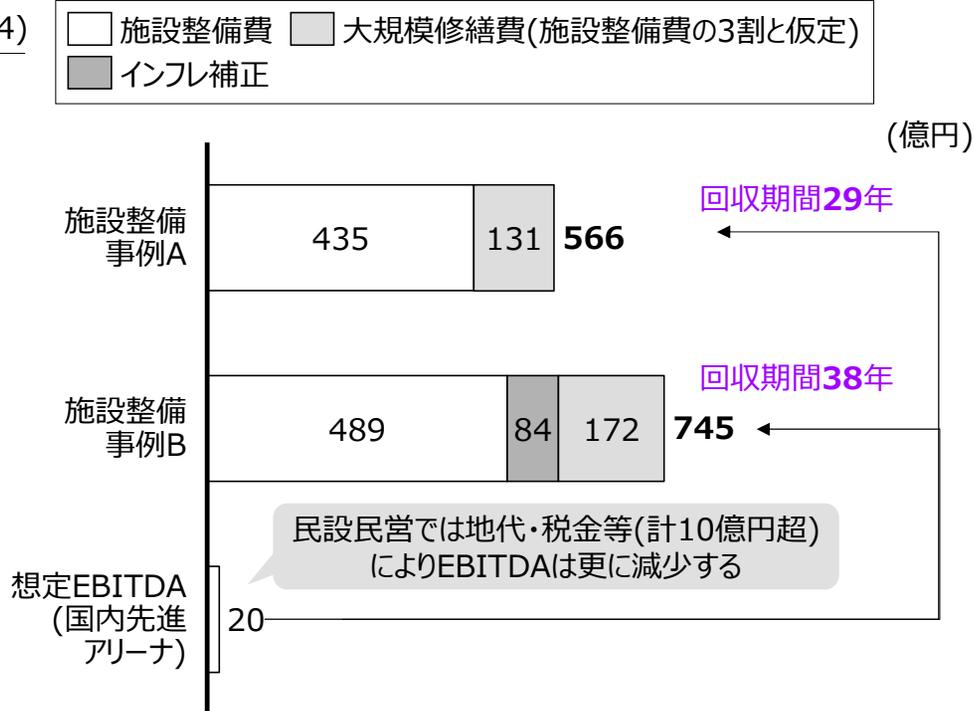
③他の手法への応用

アリーナ不足でコンサートが南関東圏に偏っており、他の主要都市圏には強い整備ニーズが存在するが、通常は独立採算が困難なため、アリーナの経済効果に活かした形での大胆な財政措置の創設と、BTコンセッション手法のノウハウ共有が必要

地域別のアリーナコンサート開催日数実績



アリーナにおける整備費の回収期間イメージ



①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

# 良質な案件の形成を支援する支援機関の必要性

PPP/PFI先進国では、PPP/PFIを推進する専門組織が政府内組織や外郭団体として存在しており、民間での経験を積んだエキスパートを抱えて政府や自治体の関係部局での実行を支援しており、我が国でも改めて導入の検討が必要

国	略称	説明	国	名称	説明
フランス	Mission d' Appui au Financement d' Infrastructures (中央政府内組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済財務省国庫総局の一部署</li> <li>職員は8名</li> <li>職員はいずれも専門のバックグラウンドを持つ国家公務員</li> <li>技術・会計・法務の専門家が在籍</li> </ul>	カナダ	Partnerships British Columbia (外郭団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>州財務大臣が100%株式保有する公共法人</li> <li>職員は約35名</li> <li>民間のPPP関連企業(会計、金融等)からの転職者が多数在籍</li> </ul>
	Infrastructure and Projects Authority (中央政府内組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務省管轄の政府内組織</li> <li>職員は約150名</li> <li>インフラ調達に関わる各分野の専門家が常駐</li> </ul>		Infrastructure Ontario (外郭団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>州インフラ省が所管する州政府100%出資の公共法人</li> <li>職員は495名(PPP部門100名)</li> <li>民間の優秀な専門家を多数確保</li> </ul>
イギリス	Local Partnerships (外郭団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務省と地方自治協会が所有するJV</li> <li>職員は45名</li> <li>金融・法律・エンジニアの高度専門化が在籍</li> </ul>	オーストラリア	Infrastructure and Structured Finance Unit (州政府内組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>州財務省内の一部署</li> <li>職員は22名</li> <li>財務省職員と民間経験者が在籍</li> <li>専門人材を集約し、政府の調達スキル向上を図る狙いがある</li> </ul>
	Public & Private Infrastructure Investment Management Center (外郭団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相官邸下の総合政策研究所に属する政府出資の公共法人</li> <li>職員は約90名(PPP部門30名)</li> <li>民間のPPP業務経験者(弁護士、技術者等)が在籍</li> </ul>		Partnerships Victoria (州政府内組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>州財務省営業部内の一部署</li> <li>職員は約20名</li> <li>元政府関係者、事業者経験者を招集し、専門性を確保</li> <li>会計・法務等の専門家も在籍</li> </ul>



Source: 内閣府 民間資金等活用事業推進室『未来投資戦略2017』の推進状況(17年11月9日)

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

# 日本のコンセッション事業における入札方式

行政負担のないコンセッション事業では公募プロポーザル方式を採用する機会が多いが、BT+コンセッションや混合型コンセッション等、負担がある場合は総合評価一般競争入札方式が採用され、予定価格を積算している（意味があるのか？）

調達主体	国内のコンセッション事業案件における入札方式	
	総合評価一般競争入札方式	公募プロポーザル方式
国・独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>秩父宮ラグビー場(BT+コンセッション)</li> <li>国立女性教育会館(混合型コンセッション)<sup>1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国管理空港コンセッション(仙台空港、高松空港、福岡空港、北海道7空港、広島空港等)</li> <li>旧奈良監獄保存・活用事案</li> </ul>
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県体育館(BT+コンセッション)</li> <li>等々力緑地 球技専用スタジアム・アリーナ (R+コンセッション/BT+コンセッション)</li> <li>(仮)新豊橋アリーナ(BT+コンセッション)</li> <li>富山市総合体育館(R+コンセッション)</li> <li>豊橋浄水場(BT+コンセッション)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪中之島美術館</li> <li>宮城県上工下水一体管理運営</li> <li>浜松市公共下水道</li> <li>愛知県国際展示場コンセッション</li> <li>大阪市工業用水道</li> <li>熊本県工業用水道 等</li> </ul>

行政負担あり



Source: 三井住友トラスト基礎研究所「国内コンセッション事業データベース」(2024/11/13更新)

<sup>1</sup> 運営権実施契約とは別に維持管理契約を締結し、維持管理業務については人国立女性教育会館から業務委託費を支払う

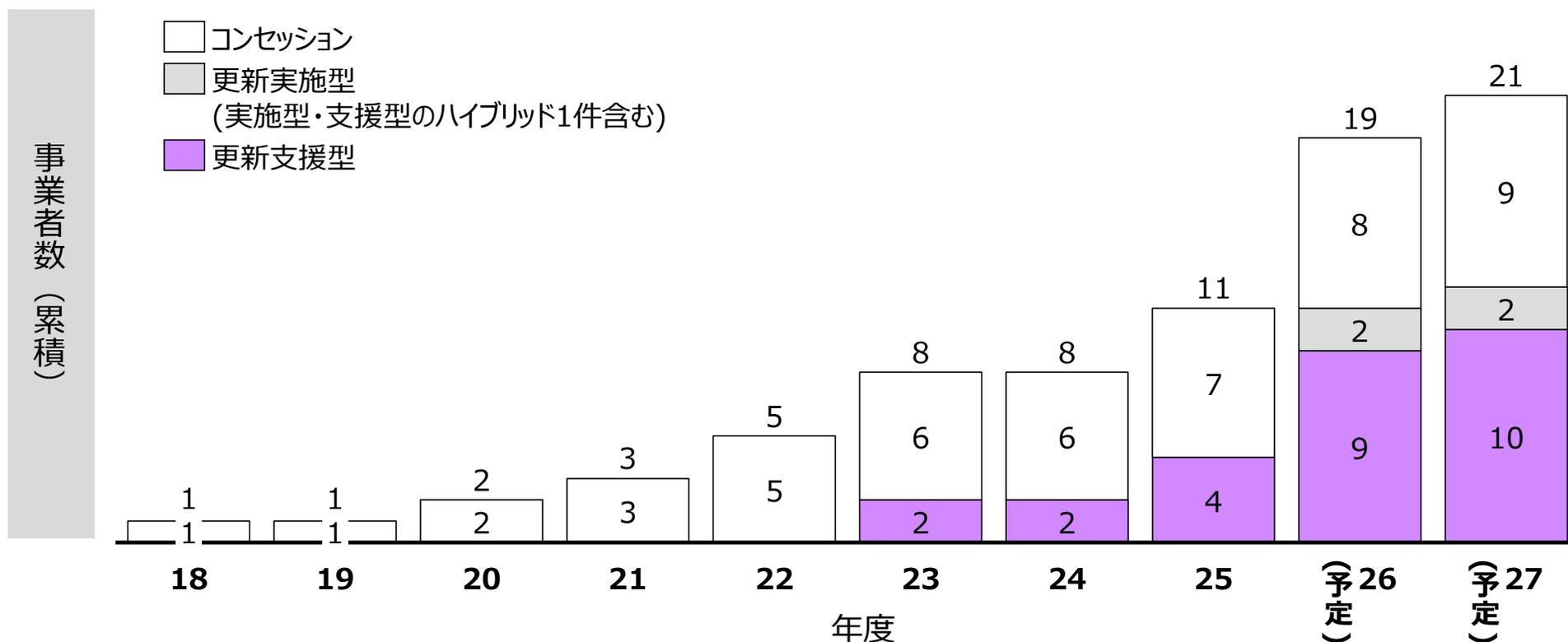
# ウォーターPPPの抱える課題

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

近年政府が上工下水道領域で推進しているウォーターPPPだが、その活用が集中している「更新実施型」にはPPP/PFI手法としての重大な問題が含まれており、本来の姿に近い「更新実施型」には制度上の課題が含まれている



①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

# 「更新実施型」・「更新支援型」の解決すべき課題

更新実施型が課題を抱え、普及しないのは政府調達関連法制（会計法・地方自治法）との考え方の矛盾点について明確な解決を行っていないからであり、これを解決（必要なら制度改正）した上で、更新支援型はウォーターPPPから外すべき

更新実施型

更新支援型

問題

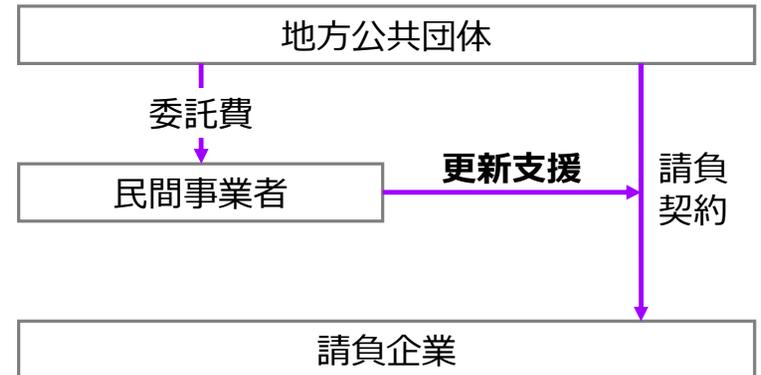
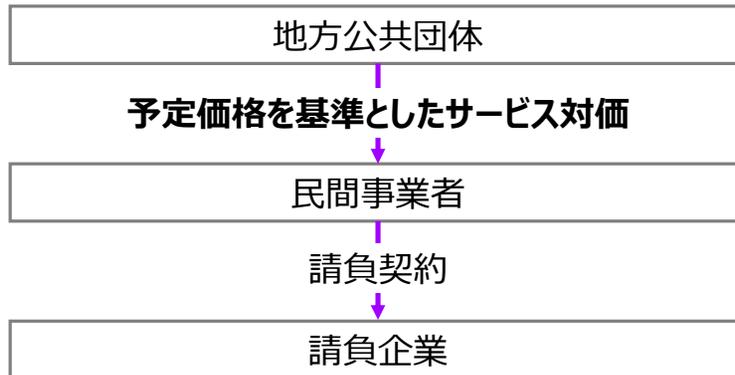
## 政府調達関連法制の考え方・前提との不整合

- サービス対価の決定にあたり、実行有無が未確定な工事を含む「**予定価格**」の定め方の見解が統一されていない
- 定めた予定価格の前提と、民間の計画・実績は異なるはずであり、その際の**会計検査での判断が不明確**である

## インセンティブの機能不全

- 支援を請け負う**民間事業者**に計画を最適化する**インセンティブ**が生まれなかったことから、過大な投資計画となりうる

更新工事の契約体制



①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

# PFI法の所管部局と調達関連法規の関係

日本のPFI法では、会計法や地方自治法にもとづいて事業者選定と契約を行う前提となっている一方で、韓国や台湾ではPFI法にあたる法律が他の法律に優先し、事業者選定や契約に会計法や地方自治法にあたる法律の適用を受けない

	日本のPFI法	韓国のPPI法(民間投資法)	台湾のPPIP法(促進民間參與公共建設法)
PFI法の所管部局	<ul style="list-style-type: none"><li>内閣府</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>企画予算処の財政成果局</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>財政部の推動促参加司</li></ul>
PFI法と調達関連法規の関係	<ul style="list-style-type: none"><li>PFI法においても、<b>会計法や地方自治法にもとづく公募の方法等</b>により、事業者選定と契約を行う前提となっている = <b>一般競争入札が原則で予定価格の積算が必要</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>PPI法(民間投資法)が、民間投資事業に関する関係法令(国家契約法、地方契約法)に優先して適用される</b><ul style="list-style-type: none"><li>- PPI法(民間投資法)が日本のPFI法にあたる</li><li>- 国家契約法が日本の会計法、地方契約法が日本の地方自治法にあたる</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>PPIP法(促進民間參與公共建設法)にもとづく事業では、政府採購法が不適用</b><ul style="list-style-type: none"><li>- PPIP法(促進民間參與公共建設法)が日本のPFI法にあたる</li><li>- 政府採購法が日本の会計法にあたる</li></ul></li></ul>
PFI法における関連条文	<ul style="list-style-type: none"><li>第八条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を<b>公募の方法等(注: 会計法や地方自治法にもとづく)</b>により選定するものとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第3条 ① <b>この法律(注: PPI法)は、民間投資事業に関する関係法令に優先して適用する</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第48条 <b>政府採購法の規定は、この法律(注: PPIP法)に従って民間機関によって建設および運営することが承認された公共建築には適用されない</b></li></ul>



Source: 内閣官房HP、韓国政府HP、台湾行政院HP

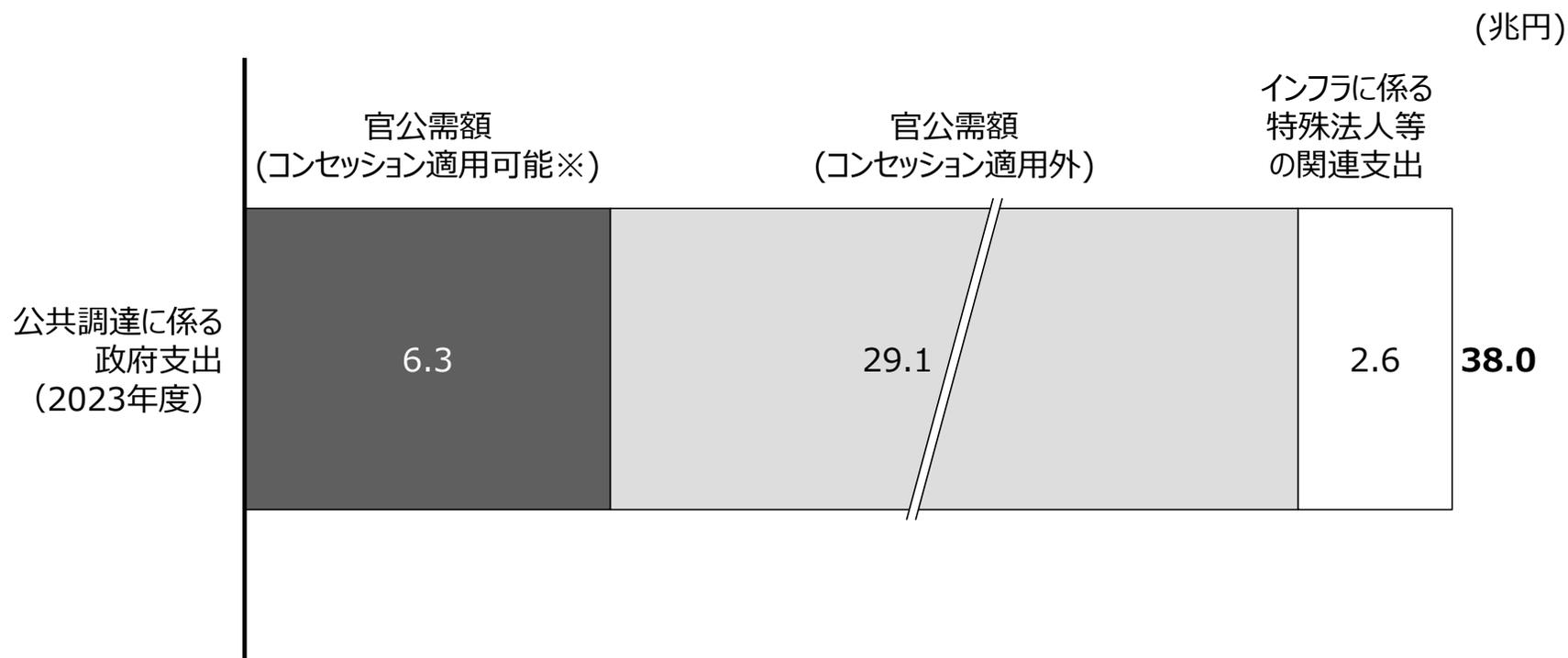
# 公共調達に係る政府支出

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

公共調達に係る政府支出総額は38兆円であり、うちコンセッションの適用が可能な官公需は6兆円強と推計され、コンセッション適用外の官公需額は29.1兆円となり、ここを対象とする制度を創設することのインパクトは大きいと考えられる



※ コンセッション適用可能な官公需額の集計対象は、上下水、都市高速鉄道、有料道路、空港の減価償却費を除く営業費および建設改良資

# 政府調達法制の見直しで期待できる防衛領域

①新領域への制度拡大

②活用のための環境整備

③他の手法への応用

日本も米国と同様に防衛装備品について性能発注型のPBL方式を採用しているが、現状ではその活用度合は限定的であり、政府調達法制の改革によって活用レベルを拡大することで効果の創出が期待できるのではないか

PBL※1とは

日米の導入状況の比較



Source: DAU「Performance Based Logistics (PBL) Overview」、DoD「PBL GUIDEBOOK - A Guide to Developing Performance-Based Arrangements」、防衛省PBLガイドライン(平成23年7月策定版、平成30年6月改正版)

Copyright © 2026 Accenture. All rights reserved.  
 ※1 PBL(Performance Based Logistics)  
 ※2 Am(Materiel Availability) ※3Ao(Operational Availability)

# まとめ

ここまで示した内容を踏まえた、今後政府に検討や実施を期待する事項をまとめると以下の通り

<b>①新領域への制度拡大</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• PFI基本方針の別表を基に、主要なインフラについてコンセッション制度の適用可否や実績の有無を関係府省に確認し、適用可否が現在の基本方針の別表と乖離していれば、これを改定する</li></ul>
<b>②活用のための環境整備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 空港コンセッションにおいてコロナ期間中に顕在化した官民のリスク分担上の課題について国交省と財務省で整理し、対応する</li><li>• 羽田空港の国際ターミナルのPFI契約満了後を見据えて、羽田空港における今後の運営の方向性について整理する</li><li>• 空港コンセッションの趣旨に適合する混合型の事業手法について内閣府・国交省・財務省が見解を統一し、公表する</li><li>• 上下水道の広域化に伴る料金統合について、地域の実情を踏まえて関係府省の解釈を統一し、公表する</li><li>• 主要都市で不足しているアリーナ整備を加速させるための国による大胆な財政措置をアリーナの経済効果を活かす形で創設し、BTコンセッション方式の自治体へのノウハウ共有を促進する</li><li>• 関係府省や自治体による良質な案件の形成に資するPPP・PFIの支援機関の設立の検討する</li></ul>
<b>③他の手法への応用</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 混合型・BTコンセッション、ウォーターPPP更新実施型の政府調達法制との不整合を整理し、性能発注やインセンティブ設定などコンセッション制度の成果を生んだ特徴を各手法に確実に活かせる形で解消（必要なら制度改正）する</li><li>• （上記の議論の進展を踏まえつつ）更新支援型をウォーターPPPからの除外する</li><li>• （上記の議論の進展を踏まえつつ）歳出の効率化・経済効果拡大を企図した他領域へのウォーターPPP的な性能発注方式を展開（例：防衛装備品等）する</li></ul>
<b>①～③に共通</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 民間企業や地方自治体から、国及び地方自治体でコンセッション制度を活用したい分野・事業の提案を公募する</li><li>• 提案から新分野や適用不可分野・実績なし分野の案件、②・③の先導的な案件などをプロジェクトとして抽出し、これに対して大胆な規制緩和や財政措置を実施（国家10大プロジェクト、等）する</li></ul>

